

主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取り纏めたものである。
- 現時点の集計値であり、今後修正の可能性がある。
- 届出状況については、地方厚生（支）局において閲覧に供することとしている。

※下線は平成28年より追加したもの

1 初診料関係

名称	施設基準の概要	届出医療機関数			
		平成26年	平成27年	平成28年	
時間外対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ・診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を口求められた場合に、対応できる体制にある ・時間外対応の体制に応じて1～3に区分 	1	9,916	9,999	10,323
		2	15,730	15,729	15,654
		3	152	178	182
地域包括診療加算	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所において、脂質異常症、高脂血症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されている 		6,536	4,701	5,238

2 入院料等関係
 (1) 入院基本料

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/中段:病棟数/下段:病床数)		
			平成26年	平成27年	平成28年
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分		5,136 14,846 666,759	5,072 14,219 647,288	5,013 14,129 631,389
療養病棟入院基本料	・療養病棟における医療区分等に応じて区分		3,259 4,652 213,501	3,537 4,950 221,698	3,511 4,900 221,514
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護実質配置・看護師比率に応じて7対1から20対1に区分		202 197 4,959	183 185 4,539	183 185 4,594
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて10対1から20対1に区分		1,254 2,908 162,332	1,249 2,988 160,967	1,240 2,829 157,208
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から10対1に区分	一般病棟	86 1,394 61,007	84 1,348 58,843	84 1,340 58,343
	・特定機能病院の結核病棟における看護実質配置・看護師比率に応じて7対1から15対1に区分	結核病棟	11 11 177	10 10 171	10 10 173
	・特定機能病院の精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	精神病棟	72 76 3,050	70 72 2,928	70 71 2,912
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から13対1に区分		22 169 7,458	22 166 7,389	22 165 7,283
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護実質配置・看護師比率に応じて7対1から15対1に区分		853 1,393 65,853	866 1,409 66,970	862 1,405 66,800
有床診療所入院基本料	・看護配置に応じて1～6に区分		(診療所) 6,157 (病床数) 81,490	(診療所) 5,878 (病床数) 78,214	(診療所) 5,667 (病床数) 75,442
有床診療所療養病床入院基本料	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの ・患者の医療区分等に応じて区分		(診療所) 817 (病床数) 7,512	(診療所) 751 (病床数) 6,850	(診療所) 701 (病床数) 6,402

(2) 入院基本料等加算

名称	施設基準の概要	届出医療機関数					
		平成26年		平成27年		平成28年	
総合入院体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機能病院及び専門病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院 ・ 急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されている ・ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 ・ 急性期医療の実績等に応じて1及び2に区分 	1	5	1	4	1	32
		2	278	2	304	2	41
			-		-	3	265
超急性期脳卒中加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師の配置 ・ 薬剤師が常時配置されている 等 		786		798		807
診療録管理体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等 ・ 診療記録管理者の配置に応じて1及び2に区分 	1	1,011		1,240		1,382
		2	2,754		2,769		2,747
医師事務作業補助体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急性期医療を担う病院 ・ 医師の事務作業を補助することに十分な体制が整備 等 ・ 医師事務作業補助者が業務を行う場所等に応じて1及び2に区分 ・ 医師事務作業補助者の配置基準に応じて15対1～100対1に区分 	1	987		1,109		1,652
		2	1,518		1,419		1,076
急性期看護補助体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急性期医療を担う病院 ・ 一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である ・ 病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 ・ 看護補助者の配置基準等に応じて25対1～75対1に区分 		2,608		2,640		2,665
看護職員夜間配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急性期医療を担う病院 ・ 看護職員の実質配置が12対1以上 ・ 病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 		130		405		663
特殊疾患入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟、精神病棟又は有床診療所 ・ 看護要員の実質配置が10対1以上 等 		892		909		913
看護配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師である 等 		1,170		1,155		1,173
看護補助加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である ・ 病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 		2,746		2,664		2,593
療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等 		2,825		2,921		3,035
重症者等療養環境特別加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・ 個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等 		2,606		2,594		2,598

療養病棟療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている 機能訓練室、適切な施設	1	1,914	1,980	2,029
	・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等 ・床面積、廊下幅等に応じて1及び2に区分	2	529	514	502
療養病棟療養環境改善加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室、適切な施設	1	480	444	421
	・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 ・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等 ・床面積、必要な器械・器具の有無に応じて1及び2に区分	2	61	52	50
診療所療養病床療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室口 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・1床あたりの床面積6.4平方メートル以上、廊下幅1.8メートル以上、食堂・談話室の設置 等		467	453	429
診療所療養病床療養環境改善加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等		140	117	104
緩和ケア診療加算	・緩和ケアに係る専従のチーム(医師2名、看護師及び薬剤師)の設置 ・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 等		214	224	230
有床診療所緩和ケア診療加算	・身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師及び緩和ケアの経験を有する常勤看護師の配置 ・夜間に看護職員を1名以上配置 等		265	274	280
精神科応急入院施設管理加算	・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 等		355	369	381
精神病棟入院時医学管理加算	・医療法施行規則に定める医師の員数(療養病棟に係るものに限る。)以上の配置 ・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設 等		161	154	160
精神科地域移行実施加算	・地域移行を推進する部門を設置、組織的に実施する体制が整備 ・当該部門に専従の精神保健福祉士が配置 等		342	329	326
精神科身体合併症管理加算	・当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置 ・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟 等		1,097	1,102	1,118
精神科リエゾンチーム加算	・精神医療に係る専門的知識を有したチーム(医師、看護師、精神保健福祉士等)の設置 ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等		54	71	129
重度アルコール依存症入院医療管理加算	・アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		229	236	234
摂食障害入院医療管理加算	・摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		97	94	97
栄養サポートチーム加算	・栄養管理に係るチーム(医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等)の設置 ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等		1,141	1,194	1,182
医療安全対策加算	・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備 ・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置 等	1	1,720	1,748	1,771
	・医療安全管理者の専従要件に応じて1及び2に区分	2	1,770	1,793	1,848

感染防止対策加算	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策部門に、感染制御チーム(医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師)を組織 ・感染防止対策加算を算定する医療機関と年4回程以上の合同カンファレンス ・院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を整備 等 ・感染制御チームの研修要件及び専従要件に応じて1及び2に区分 	1	1,101	1,174	1,249
		2	2,618	2,647	2,652
患者サポート体制充実加算	<ul style="list-style-type: none"> ・患者からの相談に対する窓口専任の医師、看護師、社会福祉士等1名以上を配置 ・患者のサポート等に関するマニュアルの作成、報告体制の整備、職員への研修等を実施 		3,478	3,422	3,357
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置 ・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備 等 		680	704	733
ハイリスク妊娠管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が1名以上配置 等 		1,999	1,988	1,989
ハイリスク分娩管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置 ・常勤の助産師が3名以上配置 ・1年間の分娩実施件数が120件以上で、実施件数等を当該保険医療機関に掲示 等 		689	683	690
精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等 		152	154	155
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等 		619	615	613
総合評価加算	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の総合的な機能評価を適切に実施 ・高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が1名以上配置 等 		1,777	1,814	1,866
呼吸ケアチーム加算	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 		411	437	477
後発医薬品使用体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている 等 ・使用することを決定した医薬品のうち後発医薬品の割合に応じて1～3に区分 	1	1,154	1,241	1,537
		2	1,190	1,185	431
			-	-	3
病棟薬剤業務実施加算	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟ごとに専任の薬剤師が配置されている ・薬剤師が実施する病棟薬剤業務が十分な時間(1病棟1週当たり20時間相当以上)が確保されている 等 ・病棟薬剤師の配置要件等に応じて1及び2に区分 		1,189	1,304	1,415
					2
データ提出加算	<ul style="list-style-type: none"> ・診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関 等 		1,796	3,020	3,255
退院支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟への退院支援職員の配置を行う 等 		-	-	4,156
認知症ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症症状を考慮した看護計画を作成・実施し、定期的にその評価を行う ・専従の認知症ケアチームを設置 		-	-	502

精神疾患診療体制加算	・病床数が100床以上で、内科、外科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供している ・第2次救急医療体制を有している 等	-	-	699
精神科急性期医師配置加算	・精神疾患患者の身体合併症治療の体制等を整備する精神病棟 ・病床数が100床以上で、内科、外科、耳鼻科、眼科、整形外科及び精神科を標榜している 等	-	-	222

(3) 特定入院料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)			
		平成26年	平成27年	平成28年	
救命救急入院料	・救命救急センターを有する病院 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設 等 ・特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているかに応じて1～4に区分	384 6,276	383 6,292	387 6,498	
特定集中治療室管理料	・集中治療を行う専任の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 ・集中治療を行うにつき必要な医師の常時配置及び看護配置等に応じて1～4に区分	685 5,709	661 5,619	655 5,528	
ハイケアユニット入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上 ・特定集中治療室に準じる設備 等 ・重症度等を満たしている患者の割合に応じて1及び2に区分	1	179 1,705	365 3,453	422 4,122
		2	190 1,867	90 911	55 521
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	・病院の治療室を単位とし、治療室の病床数は30床以下 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師の常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が3対1以上	113 762	126 919	138 1,004	
小児特定集中治療室管理料	・小児集中治療を行う専任の小児科の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・他保険医療機関から転院してきた急性期治療中の患者が直近1年間に20名以上 等	5 40	5 48	7 84	
新生児特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 ・医師配置や新生児の受入実績等に応じて1及び2に区分	1	142 1,140	98 853	91 813
		2	74 397	125 717	139 802
総合周産期特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	母体・胎児集中治療室管理料	(病床数) 115 733	(病床数) 118 742	(病床数) 121 749
		新生児集中治療室管理料	(病床数) 1,458	(病床数) 1,487	(病床数) 1,525
新生児治療回復室入院医療管理料	・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な小児科の専任の医師の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が6対1以上 ・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備 等	168 2,105	185 2,621	195 2,733	

一類感染症患者入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等		24 47	28 95	28 93
特殊疾患入院医療管理料	・脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 ・看護要員の実質配置が10対1以上 ・病棟における5割以上が看護職員(うち2割以上が看護師) 等		36 505	38 637	31 494
小児入院医療管理料	・特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 ・医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 ・常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1～5に区分	1	62 4,569	63 4,948	68 4,932
		2	184 5,511	159 3,230	191 6,776
		3	102 2,447	111 3,237	109 2,627
		4	389 8,757	369 8,336	373 8,221
		5	132 -	369 -	131 -
回復期リハビリテーション病棟入院料	・病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 ・看護補助者の実質配置が30対1以上 等 ・看護実質配置、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の配置、新規入院患者のうち重症の患者の割合、在宅復帰率等に応じて1～3に区分	1	一般 (病床数) 10,800	療養 (病床数) 12,962	(病床数) 14,653
			療養 (病床数) 18,083	(病床数) 20,582	(病床数) 24,057
		2	一般 (病床数) 14,272	療養 (病床数) 14,434	(病床数) 14,020
			療養 (病床数) 22,165	(病床数) 21,484	(病床数) 20,276
		3	一般 (病床数) 153	療養 (病床数) 136	(病床数) 148
			療養 (病床数) 3,165	(病床数) 2,809	(病床数) 3,320
地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料	・専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士又は常勤言語聴覚士1名以上及び専任の在宅復帰支援担当者1名以上の配置 ・疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションの届出をしている ・看護職員の実質配置が13対1以上 等 ・在宅復帰率等に応じて1及び2に区分	1	282 8,231	1,159 21,326	1,486 42,829
		2	23 684	85 1,305	108 2,712
特殊疾患病棟入院料	・看護要員の实質配置(5割以上が看護職員)が10対1以上 ・看護職員の2割以上が看護師 等 ・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分	1	113 5,846	113 5,981	111 5,876
		2	88 6,215	90 6,403	91 6,562
緩和ケア病棟入院料	・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・看護師の実質配置が7対1以上 等		316 6,303	350 7,030	374 7,539

精神科救急入院料	・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上	1	116 7,526	119 6,774	130 7,754
	・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 ・精神科救急医療施設 等 ・在宅復帰率等に応じて1及び2に区分	2	4 333	5 385	4 258
精神科急性期治療病棟入院料	・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・精神科救急医療施設 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等	1	305 15,195	327 15,604	337 15,936
	・看護配置等に応じて1及び2に区分	2	18 882	11 140	14 690
精神科救急・合併症入院料	・救命救急センターを有する病院 ・当該医療機関に精神科医5名以上且つ当該病棟に精神保健指定医3名以上の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等		10 382	10 382	9 322
児童・思春期精神科入院医療管理料	・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は治療室 ・小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医) ・看護師の実質配置が10対1以上 等		29 1,049	32 1,102	34 1,180
精神療養病棟入院料	・長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等		836 100,314	831 93,876	830 94,282
認知症治療病棟入院料	・当該病棟において、看護職員の最小必要数の割合が2割以上 等 ・看護配置等に応じて1及び2に区分	1	477 33,293	482 33,791	497 34,458
		2	19 1,398	15 1,166	11 936
特定一般病棟入院料	・医療資源の少ない地域に属する保険医療機関において1病棟で構成 ・看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1及び2に区分	1	1 25	2 66	2 66
		2	3 130	3 135	4 185
地域移行機能強化病棟入院料	・1年以上の長期入院患者等を入院させる精神病棟 ・看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び看護補助者を15:1以上で配置 ・月当たり、届出病床数の1.5%以上の数の長期入院患者が退院 ・1年当たり届出病床数の5分の1以上の数の精神病床が減少 等		- -	- -	9 219

3 短期滞在手術基本料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成26年	平成27年	平成28年	
短期滞在手術等基本料	・麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて1及び2に区分	1	106 190	108 203	115 221
		2	122 41	117 41	114 44

4 医学管理等

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成26年	平成27年	平成28年	
ウイルス疾患指導料	・専任の医師、専従の看護師、専任の薬剤師の配置 ・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等	65 2	64 2	67 2	
高度難聴指導管理料	・人工内耳植込術の施設基準を満たすか、十分な経験を有する常勤医師配置 等	608 2,514	601 2,554	591 2,601	
喘息治療管理料	・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置 ・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保 等	251 295	234 294	231 321	
糖尿病合併症管理料	・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師配置 ・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤看護師配置 等	1,408 579	1,479 656	1,540 723	
がん性疼痛緩和指導管理料	・緩和ケアを担当する医師(緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。)が配置されている	2,665 2,373	2,769 2,642	2,873 3,032	
がん患者指導管理料	・がん患者に対して指導管理を行うにつき十分な体制が整備されている ・指導内容・職種等に応じて1～3に区分	1	1,095 46	1,161 46	1,220 54
		2	1,007 30	1,115 32	1,181 47
		3	512 4	605 7	691 9
外来緩和ケア管理料	・身体症状の緩和を担当する医師、精神症状の緩和を担当する医師、緩和ケアに関する担当の経験を有する看護師及び薬剤師の設置 等	197 0	213 0	220 0	
移植後患者指導管理料	・臓器・造血幹細胞移植に係るチーム(医師、看護師、薬剤師)の設置 ・移植医療に特化した専門外来の設置 等	195 2	222 3	232 2	
糖尿病透析予防指導管理料	・透析予防診療チーム(医師、看護師又は保健師、管理栄養士)の設置 ・糖尿病教室を定期的実施すること等により、糖尿病について患者及びその家族に対して説明 等	1,193 279	1,188 281	1,227 287	

地域連携小児夜間・休日診療料	<ul style="list-style-type: none"> 当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1及び2に区分 	1	77 250	78 255	78 251
		2	86 2	88 2	87 2
地域連携夜間・休日診療料	<ul style="list-style-type: none"> 夜間、休日において救急患者を診療できる体制を有している 等 		132 91	133 92	133 92
院内トリアージ実施料	<ul style="list-style-type: none"> 専任の医師又は救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師の配置 院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直し 等 		1,053 41	1,075 46	1,101 50
外来放射線照射診療料	<ul style="list-style-type: none"> 放射線治療医、看護師、診療放射線技師、医療機器安全管理等を担当する技術者の配置 合併症発生等、緊急時に放射線治療医が対応できる連絡体制の確保 		400 8	420 10	430 11
地域包括診療料	<ul style="list-style-type: none"> 許可病床200床未満の病院又は診療所において、脂質異常症、高脂血症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されている 		13 109	12 81	26 171
小児かかりつけ診療料	<ul style="list-style-type: none"> 小児科又は小児外科を専任する常勤の医師が配置されている 小児外来医療において適切な専門医療機関等と連携している 等 		-	-	0 876
ニコチン依存症管理料	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 医療機関の敷地内禁煙 等 		2,441 12,886	2,522 13,436	2,572 13,941
開放型病院共同指導料	<ul style="list-style-type: none"> 当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 等 	(病院数)	918	914	916
ハイリスク妊産婦共同管理料（I）	<ul style="list-style-type: none"> 産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である 年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している 等 		260 742	258 728	256 720
がん治療連携計画策定料	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携の拠点となる病院又はそれに準じる病院である 当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成している 等 	(病院数)	669	678	686
がん治療連携指導料	<ul style="list-style-type: none"> がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されている 等 		2,967 17,283	3,105 18,408	3,190 19,171
排尿自立指導料	<ul style="list-style-type: none"> 専任の常勤看護師等からなる排尿ケアチームが設置されている 排尿ケアに関するマニュアルを作成し、院内研修を実施すること 等 		-	-	140 0
肝炎インターフェロン治療計画料	<ul style="list-style-type: none"> 肝炎に関する専門の保険医療機関である 肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている 等 		1,359 623	1,346 643	1,309 651
薬剤管理指導料	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師の配置 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等 		5,425 22	5,372 22	5,335 21
地域連携診療計画加算	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携診療計画が作成され、一連の治療を担う連携保険医療機関等と共有されている 等 		-	-	353 386
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	<ul style="list-style-type: none"> 患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築する 等 		-	-	589 1,543
医療機器安全管理料	<ul style="list-style-type: none"> 生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等 臨床工学技士、医師配置等に応じて1及び2に区分 	1	2,519 280	2,559 282	2,609 294
		2	485 15	499 17	503 17

5 在宅医療

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成26年	平成27年	平成28年	
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	・診療所又は許可病床数が200床未満の病院 ・在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等	1,645 20,929	1,716 21,229	1,789 21,642	
在宅がん医療総合診療料	・在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る施設基準の届出を行っている ・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制の整備 等	644 12,122	670 12,192	687 12,303	
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料	(緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させるものに限る) ・緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されている 等	469 27	529 30	606 41	
在宅療養後方支援病院	・許可病床数が200床以上の病院 ・在宅療養後方支援を行うにつき十分な体制が整備されている	215	298	342	
在宅患者訪問褥瘡管理指導料	・常勤の医師、保健師・助産師・看護師又は准看護師及び常勤の管理栄養士の3名で構成された在宅褥瘡対策チームが設置されている 等	75 92	98 93	108 103	
在宅血液透析指導管理料	・在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されている	111 99	114 114	122 127	
在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料	・植込型補助人工心臓(非拍動流型)に係る施設基準に適合していること ・関係学会から認定され、その旨が広く周知された施設であること	-	-	37 0	
在宅療養支援診療所	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等 ・常勤医師数、緊急往診件数、看取り件数等に応じて区分	機能強化型在宅療養支援診療所(単独型)	213	345	189
		機能強化型在宅療養支援診療所(連携型)	3,468	2,593	2,725
		在宅療養支援診療所	10,981	11,624	11,931
在宅療養支援病院	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等 ・常勤医師数、緊急往診件数、看取り件数等に応じて区分	機能強化型在宅療養支援病院(単独型)	160	145	155
		機能強化型在宅療養支援病院(連携型)	401	307	317
		在宅療養支援病院	478	622	663
有床診療所在宅復帰機能強化加算	・直近6か月間の退院患者の在宅復帰率が7割以上 ・平均在院日数が60日以内 等	-	-	0 607	
有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算	・直近6か月間の退院患者の在宅復帰率が5割以上 ・平均在院日数が365日以内 等	-	-	0 64	

6 検査

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成26年	平成27年	平成28年	
HPV核酸検出	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,336 3,237	1,348 3,302	1,364 3,339	
検体検査管理加算	・院内検査を行っている病院、診療所 等 ・臨床検査を担当する常勤医師の有無、常勤臨床検査技師の配置に応じて1~4に区分	1	2,646 342	2,597 342	2,562 355
		2	2,219 52	2,249 51	2,295 54
		3	63 0	52 0	47 0
		4	604 1	612 1	635 1
国際標準検査管理加算	・国際標準化機構が定めた臨床検査に関する国際規格に基づく技術能力の認定を受けている	-	-	61 0	
遺伝カウンセリング加算	・遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤医師が配置 ・患者又はその家族に対して、カウンセリングの内容が文書交付され、説明がなされている	94 21	92 22	108 23	
遺伝学的検査	・関係学会の作成する遺伝学的検査の実施に関する指針を遵守する	-	-	223 7	
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	585 4	588 4	598 6	
胎児心エコー法	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	309 34	312 36	322 41	
人工臓器検査、人工臓器療法	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	44 0	44 0	49 0	
長期継続頭蓋内脳波検査	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	(病院数) 308	(病院数) 313	(病院数) 315	
長期脳波ビデオ同時記録検査1	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	-	-	4 0	
脳波検査判断料1	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	-	-	27 1	
遠隔脳波診断	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	-	-	3 0	
光トポグラフィー（減算対象外）	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等	18 1	31 3	28 0	
脳磁図	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・当該検査を行うにつき十分な体制 等	27 4	27 4	25 4	
神経学的検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,434 1,182	1,434 1,222	1,451 1,272	

補聴器適合検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な装置・器具 等	274 338	282 346	280 361
コンタクトレンズ検査料 1	・当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が3割未満である 等	1,038 5,895	1,016 5,997	1,002 6,079
コンタクトレンズ検査料 2	・コンタクトレンズ検査料 1 の施設基準の一部を満たしているが、算定した患者が年間10,000人未満である、自施設交付割合が9割5分未満等のいずれにも該当しない	-	-	0 1
コンタクトレンズ検査料 3	・コンタクトレンズ検査料 1 の施設基準の一部を満たしていないが、算定した患者が年間10,000人未満である、自施設交付割合が9割5分未満等のいずれかに該当する	-	-	1 162
小児食物アレルギー負荷検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	752 460	801 528	824 582
内服・点滴誘発試験	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	400 6	393 6	392 6

7 画像診断

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成26年	平成27年	平成28年	
画像診断管理加算	<ul style="list-style-type: none"> 放射線科を標榜する医療機関 画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 画像診断を専ら担当する常勤医師により、すべての核医学診断、コンピュータ断層診断について画像情報等の管理等に応じて1及び2に区分 	1	688 202	678 205	667 215
		2	1,040 0	1,036 0	1,047 0
遠隔画像診断	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関 ・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 等 (受信側) ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・遠隔画像診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	230 114	207 121	204 151
		受信側	104 -	107 -	108 -
ポジトロン断層撮影	<ul style="list-style-type: none"> 画像診断を担当する常勤医師の配置 断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定) 		198 43	205 43	204 44
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影 (PET-CT)	<ul style="list-style-type: none"> 画像診断を担当する常勤医師の配置 断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定) 		269 52	282 54	295 54
CT撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等		5,670 2,822	5,923 3,233	6,121 3,629
MRI撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等		2,751 603	2,871 704	2,960 809

冠動脈CT撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	962 12	996 12	1,031 13
外傷全身CT加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	(病院数) 142	(病院数) 145	(病院数) 152
心臓MRI撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	852 9	877 9	890 9
乳房MRI撮影加算	・関係学会より乳癌の専門的な診療が可能として認定された施設である ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	-	-	399 0

8 投薬

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成26年	平成27年	平成28年
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	・当該処方を行うにつき必要な医師の配置 ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算を行うにつき必要な体制が整備されている 等	1,284	1,284	1,290
外来後発医薬品使用体制加算	・後発医薬品の使用を決定する体制が整備された診療所 ・後発医薬品の規格単位数量が割合が一定以上であること 等	-	-	7,231

9 注射

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成26年	平成27年	平成28年	
外来化学療法加算	・必要な機器及び十分な専用施設 等 ・専任の常勤医師の有無等に応じて1及び2に区分	1	1,525 72	1,530 66	1,557 65
		2	606 349	598 344	582 336
無菌製剤処理料	・無菌製剤処理を行うにつき十分な施設 ・無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等	(病院数) 2,295	(病院数) 2,320	(病院数) 2,353	

10 リハビリテーション

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成26年	平成27年	平成28年	
心大血管疾患リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分 	(Ⅰ)	832 28	941 33	1,040 42
		(Ⅱ)	88 38	86 42	71 30
脳血管疾患リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分 	(Ⅰ)	2,554 73	2,619 77	2,734 74
		(Ⅱ)	1,602 291	1,646 300	1,653 304
		(Ⅲ)	1,477 1,437	1,432 1,472	1,377 1,538
運動器リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分 	(Ⅰ)	4,259 804	4,353 908	4,480 1,053
		(Ⅱ)	1,098 3,368	1,111 3,380	1,035 3,389
		(Ⅲ)	667 765	638 794	611 822
呼吸器リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分 	(Ⅰ)	3,322 152	3,423 159	3,497 163
		(Ⅱ)	689 171	670 168	655 171
難病患者リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		18 48	15 48	15 53
障害児(者)リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		226 121	227 130	231 135
がん患者リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		814 1	1,297 5	1,601 7
認知症患者リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		83 0	108 0	126 0
リンパ浮腫複合的治療料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専任の従事者 等 ・必要な施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		-	-	11 0
集団コミュニケーション療法料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		979 120	926 125	874 122

1.1 精神科専門療法

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成26年	平成27年	平成28年	
認知療法・認知行動療法	<ul style="list-style-type: none"> 認知療法・認知行動療法に習熟した医師の配置 精神保健指定医、地域の精神科救急医療体制の確保に協力等に応じて1～3に区分 	1	139 64	138 72	136 77
		2	139 259	139 274	139 295
			-	-	3 0 0
精神科作業療法	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師、作業療法士の配置 専用施設の保有 等 	(病院数)	1,353	(病院数) 1,358	(病院数) 1,364
依存症集団療法	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師、従事者の配置 専用施設の保有 等 		-	-	3 0
精神科ショート・ケア	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師、従事者の配置 専用施設の保有 等 専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分 	大規模なもの	574 199	587 216	599 233
		小規模なもの	368 298	375 332	383 354
精神科デイ・ケア	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師、従事者の配置 専用施設の保有 等 専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分 	大規模なもの	733 277	739 288	743 302
		小規模なもの	406 292	401 310	396 322
精神科ナイト・ケア	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師、従事者の配置 専用施設の保有 等 		129 113	123 115	119 120
精神科デイ・ナイト・ケア	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師、従事者の配置 専用施設の保有 等 		330 138	331 142	325 147
抗精神病特定薬剤治療指導管理料 (治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> 統合失調症の治療、診断を行うにつき十分な経験を有する医師、薬剤師の配置 治療抵抗性統合失調症治療薬を投与している患者に対して、計画的な治療管理を継続して実施 等 		239 6	267 6	299 5
重度認知症患者デイ・ケア	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師、従事者の配置 専用施設の保有 等 		168 95	173 99	177 104
精神科重症患者早期集中支援管理料	<ul style="list-style-type: none"> 常勤の精神保健指定医、保健師又は看護師、精神保健福祉士及び作業療法士の配置 患者に対して、計画的かつ継続的な医療を提供できる体制の確保 等 		5 2	9 2	17 5
医療保護入院等診療料	<ul style="list-style-type: none"> 常勤精神保健指定医1名以上 行動制限最小化に係る委員会の設置 等 		1,353 0	1,358 0	1,365 0
児童思春期精神科専門管理加算	<ul style="list-style-type: none"> 常勤の精神保健指定医及び精神科医師、専任の精神保健福祉士又は臨床心理技術者の配置 精神療法を実施した16歳未満の患者数が月平均40人以上で、全体の50%以上であること 等 		-	-	78 16
救急患者精神科継続支援料	<ul style="list-style-type: none"> 専任の常勤医師1名及び専任の常勤精神保健福祉士等1名の配置 		-	-	2 0

1.2 処置

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成26年	平成27年	平成28年	
硬膜外自家血注入	・専門の知識及び1年以上の経験を有する医師を配置 ・必要な体制が整備されている 等	-	-	145 2	
エタノールの局所注入	・専門の知識及び5年以上の経験医師を配置 ・必要な器械・器具の具備 等	甲状腺	389	384	383
		副甲状腺	84	89	93
透析液水質確保加算	・専任の医師又は専任の臨床工学技士が1名以上配置 ・十分な体制が整備されている 等 ・水質管理の実施、水質検査の実施等に応じて1及び2に区分	1	915	816	731
		2	750	672	607
下肢末梢動脈疾患指導管理加算	・慢性維持透析を実施している患者全員に対し、療養上必要な指導管理を行っている ・十分な体制が整備されている 等	-	-	1,014 1,214	
歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）	・事前に適切な計画を策定し、処置が終了した際には担当の多職種が参加するカンファレンスにより短期効果を検討 等	-	-	0 0	

1.3 手術

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成26年	平成27年	平成28年
悪性黒色腫センチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	164	171	175
骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なものに限る。）））	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	0	0	0
頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	36 0
頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	61	59	55
脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）及び脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	0	0	0
脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）及び脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	558	564	563
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	0	0	0
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	871	894	905
人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	0	0	0
人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	126	126	129
上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	0	0	0
上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	54	54	58
内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	0	0	0
内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	30 0

乳がんセンチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	1,234 0	1,261 6	1,333 8
乳腺悪性腫瘍手術（乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	214 2
肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	89 0
同種死体肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	9 0	9 0	9 0
生体部分肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	8 0	9 0	9 0
内視鏡下筋層切開術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	11 0
経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	398 0	411 0	426 0
経カテーテル大動脈弁置換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	394 0	405 0	99 0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	2,633 261	2,507 256	2,480 262
両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	373 0	392 0	406 0
植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術及び経静脈電極除去術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	405 0	412 0	425 0
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	399 0	409 0	421 0
大動脈バルーンパンピング法（IABP法）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	1,596 49	1,591 47	1,589 47
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	149 0	151 0	147 0
小児補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	9 0
植込型補助人工心臓（非拍動流型）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	47 0	56 0	40 0
同種心移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	9 0	9 0	9 0
同種心肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	3 0	3 0	3 0
骨格筋由来細胞シート心表面移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	1 0
胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	288 0

体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	439 0	433 0	434 0
腹腔鏡下肝切除術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	451 0	477 0	510 0
生体部分肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	71 0	72 0	70 0
同種死体肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	25 0	25 0	25 0
同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	16 0	16 0	16 0
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	806 0	863 0	922 0
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	879 0	861 3	871 3
同種死体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	134 0	134 0	131 0
生体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	171 0	175 0	172 0
膀胱水圧拡張術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	427 0	438 14	452 16
焦点式高エネルギー超音波療法	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	8 0	8 0	7 0
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	161 0	187 0	204 0
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	205 0
腹腔鏡下仙骨腔固定術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	59 2

輸血管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な医師及び従事者の配置 ・輸血剤の適正使用 等 ・医師及び従事者の配置等に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分 	(Ⅰ)	556 2	560 2	564 3
		(Ⅱ)	1,685 19	1,735 19	1,783 17
凍結保存同種組織加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び従事者の配置 等 		-	-	4 0

1.4 麻酔

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成26年	平成27年	平成28年	
麻酔管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されている 等 ・麻酔科標榜医の配置等に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分 	(Ⅰ)	2,355 508	2,354 509	2,348 505
		(Ⅱ)	397 0	401 0	407 0

1.5 放射線治療

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成26年	平成27年	平成28年
放射線治療専任加算	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等 	505 16	511 16	532 16
外来放射線治療加算	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が1名以上配置 ・当該治療を行うために必要な機器、施設 等 	501 16	509 16	527 16
高エネルギー放射線治療	<ul style="list-style-type: none"> ・年間合計100例以上実施 等 	659 11	666 14	671 15
強度変調放射線治療 (IMRT)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等 	197 11	221 11	245 14
画像誘導放射線治療 (IGRT)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等 	332 14	373 14	409 15
定位放射線治療	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等 	382 16	400 16	426 16
粒子線治療	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が2名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等 	-	-	11 3
粒子線治療適応判定加算	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が2名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制 等 	-	-	10 2
粒子線治療医学管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が2名以上配置 ・当該治療を行うにつき十分な機器 等 	-	-	10 2
画像誘導密封小線源治療加算	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき十分な機器 等 	-	-	76 0

1.6 病理

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成26年	平成27年	平成28年	
保険医療機関間の連携による病理診断	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側) ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	112 2	129 3	157 35
		受信側	72 0	75 0	81 2
テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側) ・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	88 0	91 0	103 0
		受信側	49 -	49 -	53 -
テレパソロジーによる術中迅速細胞診	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 ・細胞診を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側) ・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	53 0	57 0	62 0
		受信側	35 -	34 -	37 -
病理診断管理加算	・病理診断を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・病理標本作製及び病理診断を行うにつき十分な体制の整備 ・当該療養を行うにつき十分な設備及び機器 ・医師の配置、カンファレンスの実施等に応じて1及び2に区分	1	(病院数) 478	(病院数) 462	(病院数) 468
		2	(病院数) 239	(病院数) 242	(病院数) 262

1.7 歯科

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成26年	平成27年	平成28年
地域歯科診療支援病院歯科初診料	・常勤の歯科医師、看護職員及び歯科衛生士の配置 ・当該歯科医療にかかる紹介率 等	427	431	442
歯科外来診療環境体制加算	・歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤歯科医師の配置 ・歯科衛生士の配置、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等	9,044	10,944	13,583
歯科診療特別対応連携加算	・著しく歯科治療が困難な患者にとって安心して安全な歯科医療の提供を行うにつき十分な機器等を有している ・医科診療を担当する他の保険医療機関(病院に限る。)との連携体制が整備されている 等	652	659	700
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士を1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等	165	173	183

歯科治療総合医療管理料 (Ⅰ)及び(Ⅱ)	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されている ・歯科衛生士又は看護師の配置 等		11,134	11,208	14,634
在宅療養支援歯科診療所	・高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置 ・当該地域において、在宅療養を担う保険医、介護・福祉関係者等との連携体制が整備 等		6,054	6,443	7,941
在宅患者歯科治療総合医療 管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されている 等		2,462	2,597	4,331
地域医療連携体制加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出をした病院等と連携している診療所 ・緊急時の連携体制の確保 等		7,844	7,689	7,645
在宅歯科医療推進加算	・歯科訪問診療の月平均延べ患者数が5人以上であり、そのうち6割以上が歯科訪問診療1を算定 等		1,082	1,275	1,640
かかりつけ歯科医機能強化 型歯科診療所	・歯科医師の複数名配置又は歯科医師及び歯科衛生士をそれぞれ1名以上配置 ・在宅療養を担う保険医等との連携体制の整備、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等		-	-	3,834
歯科訪問診療料の注13に規 定する基準	・直近1か月の歯科診療のうち、歯科訪問診療を提供した患者数の割合が9割5分未満		-	-	10,256
歯科画像診断管理加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行った歯科医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師の配置 ・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師により、すべての歯科用3次元エックス線断層撮影 について画像情報等の管理等に応じて1及び2に区分	1	32	31	31
		2	23	25	26
手術用顕微鏡加算	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師を1名以上配置 ・当該処置を行うにつき必要な機器の設置		-	-	1,886
う蝕歯無痛的高洞形成加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等		2,840	3,083	3,383
CAD/CAM冠	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置 ・保険医療機関内に歯科技工士を配置 等		19,793	34,339	41,095
手術時歯根面レーザー応用 加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等		1,687	1,899	2,184
歯科技工加算1及び2	・常勤の歯科技工士を配置している ・歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備している 等		7,225	7,132	7,238
有床義歯咀嚼機能検査	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師を1名以上配置 ・当該検査を行うにつき必要な機器の整備		-	-	202
歯周組織再生誘導手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が1名以上配置		6,722	6,900	7,143
広範囲顎骨支持型装置埋入 手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が2名以上配置 ・当該療養を行うにつき十分な体制 等		238	253	263
歯根端切除手術の注3	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師を1名以上配置 ・当該手術を行うにつき必要な機器の設置		-	-	1,529

クラウン・ブリッジ維持管理料	・クラウン・ブリッジの維持管理を行うにあたって、必要な体制が整備されている	69,877	69,966	70,058
歯科矯正診断料	・歯科矯正治療の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務している ・十分な専用施設 等	1,522	1,549	1,576
顎口腔機能診断料	・障害者総合支援法に基づく都道府県知事の指定 ・十分な専用施設 等	921	931	937

1 8 調剤

名称	施設基準の概要	届出薬局数			
		平成26年	平成27年	平成28年	
調剤基本料1	① 調剤基本料2の①又は調剤基本料3の①に該当しない ② 妥結率50%超	-	-	50,249	
調剤基本料2	① 処方せん受付回数月4,000回超かつ集中度70%超、処方せん受付回数月2,000回超かつ集中度90%超、特定の医療機関からの処方せん受付回数月4,000回超 のいずれかに該当 ② 妥結率50%超	-	-	1,897	
調剤基本料3	① 同一グループ全体の処方せん受付回数が月4万回超のグループに属する薬局のうち、処方せん集中度95%超、特定の医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある、のいずれかに該当 ② 妥結率50%超	-	-	3,641	
調剤基本料4	・調剤基本料1の①に該当 ・妥結率50%以下	-	-	17	
調剤基本料5	・調剤基本料2の①に該当 ・妥結率50%以下	-	-	0	
調剤基本料1（注1のただし書に該当する場合）	・薬剤師の5割以上がかかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料の施設基準に適合 ・妥結率50%超 ・かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料の算定について相当な実績	-	-	29	
調剤基本料4（注1のただし書に該当する場合）	・薬剤師の5割以上がかかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料の施設基準に適合 ・妥結率50%以下 ・かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料の算定について相当な実績	-	-	0	
基準調剤加算（旧）	・患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っている ・患者の求めに応じて投薬に係る薬剤に関する主な情報を提供している ・開局時間以外の時間において調剤を行うにつき必要な体制が整備されている 等 ・医薬品備蓄数、処方せん受付回数等に応じて1及び2に区分	1	26,285	26,755	-
		2	3,406	4,372	-
基準調剤加算	・平日1日8時間、土日のいずれかは一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局 ・当該保険薬局のみ又は近隣の保険薬局と連携により24時間調剤及び在宅業務の体制が整備されている ・かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料に係る届出を行っている ・1200品目以上の医薬品の備蓄 等	-	-	12,145	

後発医薬品調剤体制加算	<ul style="list-style-type: none"> 当該保険薬局において調剤した薬剤の規格単位数に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数の割合に応じて1及び2に区分 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の見やすい場所に掲示 等 	1	15,418	15,460	18,730
		2	12,471	18,825	13,515
保険薬局の無菌製剤処理加算	<ul style="list-style-type: none"> 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等 		839	1,138	1,581
在宅患者訪問薬剤管理指導料	<ul style="list-style-type: none"> 在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、名称、所在地、開設者の氏名及び在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている 		46,095	47,262	48,402
在宅患者調剤加算	<ul style="list-style-type: none"> 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている 在宅業務に対応できる体制が整備されている 等 		6,582	8,146	11,171
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師として3年以上の薬局勤務経験、当該保険薬局に週32時間以上勤務、6月以上在籍 研修認定制度等の研修認定を取得（平成29年4月1日より） 医療に係る地域活動の取組に参画 		-	-	26,222

19 その他

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成26年	平成27年	平成28年
入院時食事療養（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士又は栄養士により行われている 「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等 	8,234 1,566	8,219 1,525	8,189 1,479